

西村委員

公明党の西村でございます。よろしくお願いたします。

ただいまかとう委員の方から、財政緊縮という立場から県民局の所管の施設であったり、あるいは事業の質問がございました。そしてまた、かながわ県民センターの設備改修工事の入札中止を受けて、やはり同じくさきの委員会でも質問が出されました。細かに質問をしようとは思いません。改めて知事がここに来てゼロベースで見直すということを受けて、現段階、どのように受け止めていらっしゃるか、お伺いたします。

県民局副局長兼総務部長

県民局では、県民の方が利用する様々な施設を所有しています。そうしたことから、県の各施設の設置目的や利用状況、運営適否などを整理した上で、施設を県が保有する理由などについても、検討を行っているところでございます。調査会の見解、意見というのが今月中に提出されるということでございますので、これを受けまして対策本部の方で、県としての全体的な見直し方針が取りまとめられるということでございますので、県民局としてもこれに対応した形で検討を進めていく必要があると考えております。各施設等につきまして、予算等も必要がございますけれども、これまでの成果の具体を検証いたしまして、今後果たすべき役割を整理した上で、必要な機能や運営体制を精査したり、効果的で効率的な運営というものを中に含めまして、ゼロベースで検討して、県として考え方や方向性をしっかり取りまとめ、県民の利便性を確保していくように緊急対策本部の方での検討に臨んでまいりたいと考えております。

西村委員

もちろん県民の皆様からお預かりしている税金の使い道を決めるわけですから、厳しく当たっていかなくてはならないのは重々承知しておりますし、そのことに異論を挟む思いはないんですけれども、県民局が所管されている事業は、青少年の健全育成であったり、人権の啓発であったり、あるいは文化や芸術の皆様への理解を広め、よりお楽しみいただき県民生活の向上に努めていく、今日何かやって、明日答えが出るというものではないと私は感じておりますし、一旦ここで休んでしまったら、その後がどう始められるんだろうかという事業もたくさんあるのではないのかと、今少し寂しい思いをしながら、ここに座っていたものですから、一言意見として申し上げたいと思い、この質問をさせていただきました。

どうぞ、県民局の皆様におかれましても、これからのより充実した財政的な改革、これももちろんなんですけれども、県民の皆様への利便性をしっかりと訴えながら、それからせつかくあるものをいっぱい利用していただくという御努力も必要なのではないかと思ひまして、一言御意見を申し上げたいと思ひます。よろしくお願いたします。

次の質問なんですけれども、国際施策について伺わせていただきます。せんだったの 29 日、かながわ国際ファンクラブの交流会に出席させていただきました。

した。まず、最も感じたことが、かとう委員もいらっしゃいましたけれども、神奈川県には、本当に優秀な留学生の方がたくさんいらっしゃるというのを実感した次第でございます。ただ、かながわ国際ファンクラブは、まだ発足から日がたっておりません。現時点の会員数と、それから今後の目標について、まず伺わせていただきます。

国際課長

現時点の会員数でございますが、180 の登録を頂いています。ファンクラブは二つのグループになりまして、留学生などのファンクラブの会員、それからそれを支援されるというようなサポート会員がございます。留学生などファンクラブ会員がその中の95、サポートする会員が85となっております。

目標でございますが、新たに策定しましたグランドデザインの目標設定の中で、かながわ国際ファンクラブの会員数を設定しておりまして、初年度である今年度末の数字では会員数900人、それからその後毎年300人ずつ増やしまして、計画の最終年度の2014年度には1,500人としてまいりたいと考えております。

西村委員

今年度900人、現時点で180人と、ちょっと差があるような気がしないでもないんですけども、実現は可能なんでしょうか。今後の目標の達成のために、どのような取組を展開されているのでしょうか。

国際課長

是非実現してまいりたいと考えております。先日、交流会に委員にも出席いただき、前の委員会でも御質疑いただきましたが、多くの方からお申込みいただきまして、実際に来ていただきました。先日の交流会には会員以外で、これから会員になりたいという方も呼び掛けて参加いただきましたので、参加のお礼のメール等をこれから出していきたいと考えております。その中には、今後、インセンティブとなる、実際に実施する就職のセミナーですとか、企業見学会など、今後ファンクラブ留学生支援事業として展開するものが、具体的な内容がどんどん出てまいりますので、そういうものを呼び掛けさせていただきながら、どんどん募っていきたいと考えております。

本県の中には、母数としての留学生の方々は大変多くいらっしゃいますので、是非実現してまいりたいと考えております。また、海外においても、例えば神奈川県人会というのが海外にございまして、そうした方々はもともと神奈川県に由来の方々でございますので、そうした海外の方への会員の獲得にも、併せて努めてまいりたいと思っております。

西村委員

今出た中で、就職、就労の支援というようなことがありました。というのも職につながる、仕事につながるということは、やはり大きな魅力になってくるのではないかと感じるものですから、今この時点で具体的な取組、あるいは目標というものがございましたらお聞かせいただけますか。

国際課長

概要については前の委員会でも御答弁をさせていただいたところですが、基本的に三つのことを考えております。

まず、連携をとって就職の支援をしていきたいと考えております。まず企業見学会を、9月に2回ほど実施いたします。企業見学会では、その中には大企業もございまして、中小企業もございまして。そういう神奈川の企業の実態を見ていただいて、こういうところで働きたいという思いをまず持っていただきたいと思っております。

そういう中で、次の二つ目の取組ですが、就職セミナーを実施したいと思っております。そこでは、ビジネス日本語ですとか、あるいは日本の企業の中での労働慣習ですとか、あるいはエントリーシートの書き方などの就職活動のノウハウ、そういったものを学んでいただく就職セミナーをこれから実施してまいりたいと思っております。

企業見学会などで企業に対しての御関心を持っていただき、就職セミナーを通してさらに御自身の企業研究の進め方とか、就職活動の進め方についての知識を得ていただく。そして、大学3年の12月に就職活動の解禁になりますので、大学3年生の期末試験が終わる来年の2月頃に、マッチングの場である会社説明会を実施していきたい。このような連携を持った三つの事業を展開しながら就職の支援をしてまいりたいと考えております。

西村委員

参加企業の掘り起こしとか、あるいは参加してくださった企業へのインセンティブみたいなものはあるのでしょうか。

国際課長

掘り起こしにつきましては既に始めておりますけれども、企業見学会についてはもう企業が決まっておりますが、県内に企業の方々の団体ですとか、企業の方々の支援する場というのがございまして、まずはそうしたところにお声を掛けさせていただいて、海外展開を実施している、あるいは今後実施したいという関心のある企業を御推薦いただきまして、そうしたところを訪問する形で事業趣旨を説明させていただいて、実際の企業見学会の企業数は決まっておりますけれども、今後、会社説明会についても20社以上、県内企業に求めていきたいと考えております。

インセンティブについては、県内企業が海外展開している中で、どのようなものが必要かという調査がございまして、そこにはやはり語学ですとか、海外で活動できるようなスキルとか、そういった人材を求めているということがございましたので、そうした方々に出会いの場をつくっていくということがまず一番大きいインセンティブになっていくかと思っておりますので、県の取組の中で、海外展開に関心を持っている企業の皆様がグローバル人材として、期待される留学生と出会えるということというのが最大のインセンティブかと思っております。

西村委員

今おっしゃったグローバル人材の確保というのは、本当に大きな今後の神奈川の経済にも影響力を与えるものだと思っておりますので、かながわファンクラブには大きく期待を寄せております。今後ともよろしくお願いいたします。

続いての国際施策なんですけれども、我が会派の谷口議員が一般質問で取り上げました外国につながる子供たちへの支援ということについてお尋ねをさせ

ていただきたいと思います。一般質問では就学前の子供さん方に日本の習慣であったり、挨拶であったり、数の数え方であったり、こういうことを経験していただく、あるいは給食自体を御存じないそうで、こういう体験をしていただくというのを愛知県ではモデル事業として実施しております。いわば県民局がスタートをさせているというお話を伺いました。こういった取組を今後、検討していくべきだと思いますけれども、本県の現状というのはどうなっておりますでしょうか。

国際課長

現状については、まず施策の現状もございまして、県内の外国籍県民の方々の現状を少し御説明させていただきます。

まず、本県における日本語指導が必要な児童・生徒の状況ですけれども、文部科学省の平成 22 年度の調査結果によりますと、神奈川県では 3,000 人弱、2,990 人の児童・生徒の方が、日本語指導が必要な方と把握しております。愛知県ではそれが 5,600 人を超えるという数字で、本県の約倍近くの方がいらっしゃるという現状がございまして、また、その方々の属性でございまして、子供たちが生活の中で自然に身に付けた言語、いわゆる母語とっておりますが、母語別に状況を見ますと、神奈川県の場合は先ほどの 2,990 人に対しまして、中国語を話されている方が 825 人で 28%、以下スペイン語が 545 人、フィリピンの公用語であるフィリピン語が 395 人と聞いております。様々な方々、160 を超える国の方がいらっしゃる本県の特徴のところがあるかと思っております。

比べまして、先ほどモデル事業を実施している愛知県でございまして、自動車産業を中心に製造業が盛んなために、また、入管法の改正もあったことから、南米からの日系人の方々などが多く出稼ぎで工場労働者としておいでになっていらっしゃる、一定の地域に集中しているという状況がございまして、ポルトガル語をお話しされている方が 3,163 人、先ほどの 5,600 人に対して全体の 56%ということで、本県におかれている外国籍県民の現状という面では、モデル事業を実施した愛知県と本県では差があるのかと思っております。

ただそうした中で、状況は変わりますけれども、3,000 人弱の外国につながるお子さん方が日本語が不十分な中で、基礎的な学力を身に付けていくということは大変重要だということは本県においても考えておまして、そこで県では地域における市町村の皆様が、NPOの皆様と連携しながら、そうした学習支援の取組を促進していこうと考えておまして、これまでも日本語学習支援を行うNPOの活動への助成ですとか、学習支援ボランティアを対象とした研修の実施ですとか、さらには小学校において学習が円滑に行えるように学校やNPOなどに配布することを目的にして、入学時にどのようなサポートが必要か、あるいは保護者の方との連携はどうするのかという内容をまとめた冊子の作成に、助成などしてきているところでございまして。その他、本県の中では、市町村の中に比較的外国籍県民の方が多く住んでいらっしゃる地域では、例えば大和市において、今、委員御指摘のようなプレスクールの取組を今年度実施するところです。その他、国の制度を活用して、日本語学習支援などを行っているNPOの皆様が、公立学校への円滑な転入を目的として不就学のお子さんの支援なども行っているところです。こうした様々な取組が、本県の中でも行

われているところでございます。

西村委員

同じ県民局の中にNPO協働推進課があるので、しっかりと連携をとりまして、外国につながる子供たちのためのより多彩な対策というのを今後お考えいただきたいと思うんですが、もう一つ、今問題になっているのが在留資格のない子供さん、就学のことになると、これはまた管轄が違うんでしょうけれども、こういう子供さんを発見されたとき、県民局としてはどのように対応していこう、あるいは市町村と連携をとっていこうというようなことがございましたらお教えいただけますか。

国際課長

外国から見た方々は、これまでは二つの法制度がありました。法務省の方での在留資格の認定の制度、それから市町村窓口で行う外国人登録ということで、それが一本化されます。この7月からその制度が始まりまして、今委員御指摘のところは、これまで例えば在留期間が過ぎてしまって不法に滞在しているという状態になった方々、外国につながる方々がいらっしゃった場合に、これまでは市町村窓口で外国籍登録はできておりますので所在が分かる、名前等も分かるということがございました。そうした中で、学校の就学案内などについては、それを基に市町村の方から御案内をさせていただいていたところかと思えます。

制度等が変わりまして、直近でも私ども県と市町村の国際セクションの会議体がございまして、そうした中でも今後の制度が移管することに伴って、どのような対応をしたらよろしいのかということが議題になっております。政策研究会の中で、この法制度についても始まってしまうわけですが、やはり改めて研究していこう、実際にどのような課題が出てくるのかというようなことを話し合っているところでございます。ただ窓口である市町村におかれては、具体的な課題として今問題になっているかと思えます。先日の新聞紙上でもその辺の横浜市の例なども取り上げられておりましたけれども、今後も市町村のそうした現場での困難な事例なども、私どもとしても捉えまして、県として国に働き掛けていくことが必要なものがありましたら、国への要望などもしてまいりたいと思っておりますし、あるいは情報等が入りましたら市町村の皆様にもお伝えしてまいりたいと考えております。

西村委員

今、御答弁されたとおり、今のところ政令市等でそういう問題が起こってきているようではございますけれども、困惑されているのは事実でいらっしゃいますので、どうぞ県の方でもしっかりと国に伝えると同時に、バックアップの体制なども考えていただけますように、よろしく願いを申し上げます。

もう一つが、今回御報告を受けました中で、東日本大震災を受けて大規模災害発生時の対応ということの御説明があったわけですが、現時点では具体的にどのような施策を想定していらっしゃるのでしょうか。

国際課長

大規模災害時に県が行うことにつきましては、県の総合的な対策については神奈川県地域防災計画、地震災害対策計画の中で定められておりまして、その

中で外国人の方々に対する対応というのを、二つ定めているところです。

一つは、言葉の壁がある外国人の被災者の方が情報を入手できるように、災害対策本部から出される緊急情報ですとか、応急仮設住宅や各種交付金の手続といったところの生活情報を多言語で発信するということが一つになります。

もう一つは、災害時に開設される相談所などにおいて、相談対応に通訳等の支援をする。その二つが挙げられているところでございまして、私どもとしましても外国籍県民への情報提供と相談対応を県だけではなくてNPOの方々などの御協力もいただきながら、翻訳や通訳の支援をしてみたい。さらに、今年度から新たに災害発生時に外国人の方を支援する仕組みとして、災害多言語支援センターというものが中越沖地震の際に非常に効果があったということがございまして、今回の大震災でもその効果が認められたことから、本県でも災害時に外国人の方の情報提供や相談対応が迅速にできるような災害多言語支援センターというものを設置するということの訓練を、今年度新たに実施してみたいと思っています。

西村委員

先ほどのプレスクールのときの御回答からですと、ちょうど正に多言語な対応になってしまうかと思うんですが、どうぞよろしくお願いします。ただ今の御答弁を伺っていますと、外国籍県民の方、外国とつながる県民の方々への支援という、いわば一方方向、一方通行といった、県の方から何かしてあげますという御答弁であったと思うんですけれども、神奈川県にお住まいの外国籍の方々のお力を逆にお貸しいただける、御協力いただける、双方向性の取組というようなことは考えていらっしゃらないんですか。

国際課長

実例として、委員御指摘のような外国籍県民の支援をされるという立場ではなく、支援する立場で、地域社会で活躍されている例がございまして。大和市と横浜市の間にあるいちよう団地の中に、外国人世帯の方々、若者が中心なんですけど、地域の防災訓練や地域住民への母国語での防災指導ですとか、災害時の広報活動などを実施するという集まりをトライ・エンジェルズという名前で、トライというのは多文化、レスキュー、ユースということの頭文字をとって、そうした活動を既に何年間か実施されています。こうした実例もございまして。また県内の方が大震災の際に被災地に行きまして炊き出しの御協力をされた、一つの団体だけではなくて幾つかの団体や個人の方々、留学生の方々などもいろいろ行かれているというふうに承知しています。

そうした中では、確かに委員おっしゃるように、地域の中で外国籍県民の方々支援される一方ではなく、支援する側にもなるという実例がございまして、県といたしましてはこうしたことを県の会議を含めて、それから広報物、それから県の関係の財団などの広報ツールもございまして、実例を御紹介するというようなことも今後していきたい、そうした中で、こうした取組が外国籍県民の方々支援される立場から支援する立場にもなるということも伝えてまいりたいと思っております。ただ先ほどちょっと災害時の通訳のところでも申し上げましたけれども、そうした特性を一番生かしていただけるのは、いわゆる母国語に堪能でネットワークがあるということがございまして、災害時の通

訳というところはやはり大事な要素かとも思っておりますので、そのところは制度をつくってございますから、そこへの参加の呼び掛けについても引き続き実施してまいりたいと思っております。

西村委員

双方向性のやりとりが今後重要になってくる、そしてまた神奈川に活性化をもたらすと私は感じています。外国からお越しになられた外国籍をお持ちの方でも、ともに神奈川に住む県民であるという意識を高めるためにも、先ほどの多言語支援センターでの人材力の活用であったり、あるいは元気な方々にトライ・エンジェルスで活躍をしていただく、県内の様々な市町村にも御紹介をしながら広げていくという、そういった取組が必要なのではないかと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、県営水道の訪問業務について伺わせていただきたいと思ひます。と申しますのも、先日、本県と神奈川県LPガス協会との間で協定が締結されまして、地域見守り活動を行うことになりました。県営水道事務では同じライフライン事業者であるとともに、県の組織であり、民間事業者以上に積極的に孤立死等の防止に向けて取り組んではどうだろうかという観点から質問をさせていただきます。

県営水道では量水器点検など個人のお宅を訪問する業務を行っていらっしゃいますけれども、これまでこれらの業務によって一人暮らしの御高齢の方など、見守りの活動についてどのように取り組んでこられたのでしょうか。

経営課長

私どもの量水器、いわゆる水道メーターの点検業務につきましては、現在全ての営業所で委託により行っておりますけれども、点検員が各御家庭のメーターを検針する際に、前回の使用水量と比較いたしまして極端に使用する量が多い、あるいは少ないというような状況がございました場合には、お客様にお声を掛けてその原因を確認したり、また御不在の場合にはお知らせを郵便受けに入れて連絡が取れるようにしたり、あるいはアパートなどの場合には大家さんに事情をお尋ねしたりというようなことをしております。

そういうふうに業務を行っていく中で、平成23年度から特に孤立死等という視点から、点検業務におきましてはマニュアルを作成しておりますけれども、その中に使用水量が少ないときのチェック項目という手順がございます、その中に新たにお客様が一人暮らしの高齢者等の場合は、水量の増減に注意を払い確認に努めるという内容を昨年度追加しております。委託業者にも指示し、徹底を図るところが今までの取組でございます。

西村委員

確認して連絡をするのは、委託業務の方に連絡をするんですか。

経営課長

御本人に連絡が取れるようにするのを、委託業者が連絡等を取れるように工夫をするということでございます。

西村委員

孤立死というような事案を伺っているわけですから、切迫した状態のときには御本人と連絡が取れない可能性もあるわけです。では、これから例えば一歩

踏み込んで、市町村の福祉関連部局と連携をとるとか、そういったような検討というのはなされていないのでしょうか。

経営課長

ただいまのお話のように、これだけの社会問題となっている現状におきましては、私ども水道事業者として福祉部局と積極的に連携し、協力するという必要性は認識してございます。そこで、そういう点から現在は保健福祉局が中心となっております高齢者等安心生活支援庁内連絡会議がございましたけれども、こちらに5月から孤立死等の防止に向けた取組というものを主要な協議事項として加わったということ伺いまして、私ども経営課として新たにメンバーに加えてもらって情報交換、あるいは情報共有等努めているところでございます。また、5月に厚生労働省の方からも福祉部局との十分な連絡・連携体制を構築するようという依頼文書が届いたということもございますので、現在孤立死等の防止に向けました更なる取組について検討を進めているというところでございます。具体的には、先ほど冒頭にもお話がございましたLPガス協会の取組というのを一つの参考として、私ども企業庁として市町に対してどういう形で情報提供が可能になるのか、その辺りを関係課とも協議をしながら鋭意調整を進めてまいっているところでございます。

西村委員

LPガス協会のものを参考にしてとおっしゃったんですけれども、今後そこにとどまらずにいろいろな企業、いろいろな団体にやはり見守事業というものを、御協力をお願いしていくことになるかと思うんです。そのときの大きな壁になるのが、やはり個人情報保護法の扱いといったものになってくると思うんです。これは民間の協会の一つの手法を企業庁がまねてというよりかは、あえて企業庁が一つのマニュアルづくりに努めるぐらい、こちらから手を挙げて保健福祉局と連携をとってやりますというぐらいの意気込みが聞きたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

経営課長

私ども水道事業者であるとともに県の機関ということでございますので、当然県の責務の中の一環として積極的に、ただ県の機関として個人情報の取扱い、その辺も外してはいけない大事なことでございますので、その辺りもしっかり踏まえた上で、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

西村委員

答弁しにくくて申し訳ありません。ただ、県の方が答えにくいことは、一般の企業の方、団体の方も決めかねるところが強いと思いますので、どうぞそこは一步踏み込んでお考えいただきながら、姿勢を示していただきたいと要望いたしまして、次の質問をさせていただきます。

最後に伺います。かながわ男女共同参画推進プランの改定についてということで、これから改定なわけですから、まだ具体的にいろいろ御答弁を頂けるものはないかと思うんですけれども、まず今回重点的に取り組むとした4分野が挙げられておりました。女性の活躍と参画の推進、女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の実現、ワーク・ライフ・バランスの実現、異性に対する暴力の根絶と人権の尊重、この4点を挙げられました理由を、ちょっと御説



明いただけますか。

人権男女共同参画課長

以前の第2次プランにおきまして、六つの重点プランという形で取り組んできました中で、特に遅れておられると思われる分野について、4分野を重点的に選ばせていただきました。その中の前回の2次プランにありました第1分野と第5分野というものが女性の活躍ということで非常に似ておりましたので、そちらの方につきましては統合させていただいたという部分と、それから啓発の部分につきましては、当然のことながらそれぞれの分野において、全てにおいて非常に必要であると思っておりますので、それぞれの分野において取り込ませていただいたということでございます。

西村委員

順番に伺っていきたくと思いますけれども、やはり県の職員の中での姿勢を示していくというのも、大変重要なポイントになってくると思うんです。活躍と参画の推進に当たっては、何か具体的な取組、こういう項目を入れていきたい、こういうことをやっていきたいというようなことはありますか。

人権男女共同参画課長

県も一つの事業者でございますので、県が民間企業に男女共同参画推進プランを推進するに当たりまして、県としての姿勢というのを見せるということも非常に大事なことでありと思っております。その中で、2次プランにおきましても県の職員の取組についても数値化というのを図っております。同じように、今回もできるものについて取り組んでいきたいということでございます。

西村委員

例えば、具体的には審議会等での委員などの女性の参画促進など、こういったものもパーセンテージ、目標数値は上がっているんでしょうか。

人権男女共同参画課長

例えば、審議会における女性委員の割合ということで、今まで35%ということを示してございましたが、現在のところ残念ながらそこまで達してございません。国の方も計画におきましても、割合についてきちんと数値目標を定めておりますので、今度のプランにおきましても数値目標を定め、それに向かって推進していきたいと思っております。

西村委員

ちょっと細かくなりますけれども、その審議会で女性の参画が達していない審議会、こういうものは全部掌握をされていて、その理由などの検証はされていらっしゃるでしょうか。

人権男女共同参画課長

当然のことながら、全ての審議会において達していないところ、あるいは達しているところを掌握してございます。そして、当然、審議会の委員という方は皆さん専門分野を持っていらっしゃる方が多く、その専門分野によってはもともと女性が非常に少ないという専門分野もございます。そういったところで審議会を持っている所属に関しては、できれば女性の専門の方をなるべく登用していただきたいということは投げ掛けておりますし、もともとこのところで女性の参画がない分野というものがあること自体が問題だと思っておりますので、

そちらの方面への働き掛けというものも、今回のプランの中で図っていきたいと思っております。

西村委員

ぱっとして訴えたところで、なかなか数値が上がらないものですから、ちょっと細かな質問をさせていただきました。

もう一つが、就労に関わることです。神奈川の女性の労働力率が低いわけなんですけれども、ここを解消していくための改定プランにおいて、どういうことを取り組んでいきたいという方向性など出ていましたら教えていただけますか。

人権男女共同参画課長

特に神奈川県においては、女性の労働力は低いということが出ておりまして、その原因につきましてもいろいろ分析はしているところなんですけど、一番大きな原因というのは、子育てをしながら働き続けられる制度や環境が足りないであるとか、あるいは育児や介護のために労働時間に配慮が必要といった問題がございます。そういったこともございますので、重点項目の項目に取り上げさせていただきました就業支援の部分、あるいはワーク・ライフ・バランスの実現というものについて、力を注いでいきたいと思っています。非常に申し訳ないんですが、具体的な施策については今後、そういう事業の充実を図ること、あるいは新規の事業の展開について図っていくという程度にとどめさせていただきたいと思っております。

西村委員

就業支援に関しましては、昨年、一般質問で京都府のマザーズジョブカフェを取り上げさせていただきました。早速、横浜のマザーズハローワークのところに県の相談窓口というのを設けていただいたこと、実施していただいたことに心から感謝をしております。ただ、商工労働局の活躍が大変目立っておりまして、具体的に人権男女共同参画課が今後どうやっていくのかというのが、ちょっと見えないような気がしたんですけれども、今後、就労に当たってこういうことをやりたいというようなことがありましたら教えていただけますか。

人権男女共同参画課長

委員のお話しにありましたように、ここの部分については商工労働局の方ときちんと連携をとってまいりたいと考えておりますが、ただ県民局といたしましても一番ベースにあります県民意識の部分については、働き掛けというのは非常に重要であると思っております。それで、県民意識の啓発に向けての試みを、今後力を入れたいと思っております。

西村委員

続いて、ワーク・ライフ・バランスなんですけれども、国がイクメンプロジェクトと打ち出しているんですけれども、では果たして男性が育児のためにどれだけお休みを取っているかということ、本当に目も当てられないような数値でございまして、県の状況は把握されていますでしょうか。あるいは県庁職員の状況など把握していらっしゃいますか。

人権男女共同参画課長

県内の男性の育児休業の取得状況と、県職員の状況ということなんですけど、

こちらの方で所管しております県の男女共同参画推進条例に基づきまして、男女共同参画の推進に関して届け出ていただいている従業員数が 300 人以上の事業者ということでお答えさせていただきますが、男性、女性も含めた育児休業利用者の占める男性の割合は平成 22 年度が 3.5%でございます。また、育児休業が利用可能な男性の取得状況につきましては、平成 21 年に行った調査によりますと 1.2%でございます、県職員の場合は、平成 22 年度で 0.7%となっております。

西村委員

今の数値は、男性がお休みを取るということを取り組んでいらっしゃる企業ということですね。

人権男女共同参画課長

そうです。民間の事業所の届出も 300 人以上ということで非常に多い、あるいは自主的に届け出てくださる企業ですから、非常に熱心な企業と思っております。ですから、逆にできる企業についてということです。

西村委員

全国的な数値から見ても大変高かったものですから、伺わせていただきました。これから改定作業が始まっていくわけですから、またる意見など、また提案などをさせていただきたいと思うんですが、最後のDVに関しては、このほど婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の骨子案についてということで御説明を頂戴したわけですが、ここについて1点だけ伺わせていただきたいと思いますと思うんですが、2 ページ目最後、今後のスケジュールというところで、県民意見を募集とございます。広く県民の御意見を承るような方向性のある施設なのではないかということをお伺いしたいんですが。

人権男女共同参画課長

委員の御意見にありましたように、確かに婦人保護施設は独特の施設であって、特にいわゆる県民の皆様が使う施設ではないと思っております。利用者の方について、サービスについての満足度調査というのを実施しております、こちらの満足度調査につきましてもこの結果も加えまして、利用者の方についても県民参加の中で、御一緒に御理解、御意見を頂いていきたいと思っております。

西村委員

同じような文言で、ずっと最後、今後のスケジュールが書いてあるものから、この施設については利用者あるいはかつて利用したことがある方、若しくはそういった問題に関わっていらっしゃるNPOの方であったり、専門家の方の御意見を中心的に承っていた方がいいのではないかと、一言添えさせていただきます。今後も、また提案などをしてまいりたいと存じますが、女性の社会進出、そしてまたより生活の向上のために御活躍されますように、どうぞ連携をしっかりとらせていただきますようよろしくお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。